

大熊町と国立大学法人大阪大学との連携・協力に関する協定書

大熊町と国立大学法人大阪大学（以下「両者」という。）は、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が相互に連携を強化し、地域づくり・研究・教育・産業振興等の分野において、相互の資源を有効に活用した協働活動により、「大熊町国際環境研究研修所構想」及び関連した研究・教育事業を推進し、地域社会の発展、研究活動の振興、人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 両者は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域づくり及び産業の振興に関すること。
- (2) 研究活動の振興に関すること。
- (3) 教育・文化の振興に関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) その他両者が必要と認める事項に関すること。

2 両者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、両者合意の上、決定する。

3 国立大学法人大阪大学は、第1項各号に定める事項の一部を、大熊町との協議により関係機関に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 両者は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づく活動のために必要となる経費は、両者が協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第5条 大熊町又は国立大学法人大阪大学のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、大熊町又は国立大学法人大阪大学が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（成果等）

第7条 連携・協力の具体的な方法及び成果の利用条件等については、両者が別途協議するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈について疑義が生じたときは、両者が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和3年6月4日

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717番

大熊町長 吉田 淳



大阪府吹田市山田丘1-1

国立大学法人大阪大学

学長 西尾 章治郎

